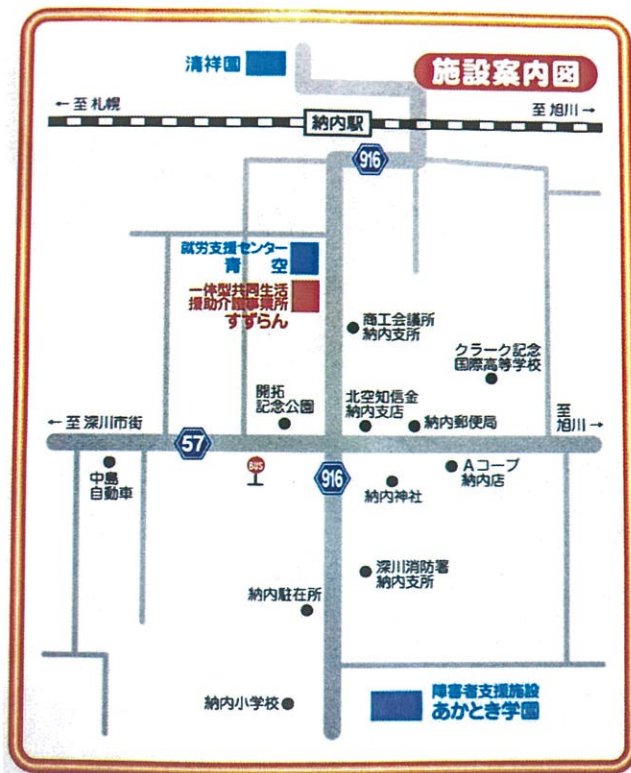


# グループホームの利用方法

障害者総合支援法のもと介護給付費・訓練等給付費の申請が必要になります。  
 居住している市町村で申請し、介護給付費・訓練等給付費の支給決定がなされた後、受給者証を御持参のうえ、利用申し込みをして下さい。  
 利用される方と事業者である、施設・事業所は対等の関係において契約を結びます。  
 契約締結後、サービスの提供が開始します。介護給付費・訓練等給付費は市町村より・施設事業所に支払われますが、利用に伴う利用者負担金は利用者から支払って頂きます。



〒078-0151 深川市納内町2丁目1番48号  
 TEL (0164) 26-4400  
 FAX (0164) 26-4401  
 E-mail: [suzuran@yourankai.or.jp](mailto:suzuran@yourankai.or.jp)